

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるということにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社が運営するC（以下「ゴルフ場」という。）においてキャディとして就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中にゴルフ場のバンカーに転げ落ち、左踝を捻挫し、療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。その後、請求人は平成平成〇年〇月頃から痛みが増悪したとして、同年〇月〇日、再発と認定され療養を継続し、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。さらに、請求人は「左足関節外側靭帯損傷、反射性交感神経性ジストロフィー（以下「RSD」という。）」（以下「旧傷病」という。）と診断され、平成〇年〇月〇日、再び再発と認定され、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。
- 3 今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「疼痛性障害、線維筋痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断されたことから、本件傷病が旧傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、RSDと線維筋痛症との間に関連があるとして、本件傷病は旧傷病の再発と認められるべき旨主張しているので、決定書理由に説示する再発の認定要件に照らし、以下、検討する。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、線維筋痛症は全身の広範な疼痛を訴える病態であり、その原因は不明である旨、足関節外側側副靭帯損傷及びその治療がトリガーになった可能性はあるが、医学的にもよくわかっておらず、線維筋痛症との因果関係も不明である旨述べ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、左足関節外側靭帯損傷は診断したが、糖尿病、心身症もあり、これらの症状と疼痛性障害線維筋痛症は確定できない旨、また、心身症が症状にかなり影響している旨述べており、両医師は、いずれも、本件傷病と旧傷病との間の医学的相当因果関係を認めていない。

さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「線維筋痛症の原因は正確には不明で」あり、線維筋痛症は現時点で外傷との関連性は認められておらず、RSDとの関連性も認められていないため、医学的因果関係はないものと判断される旨述べ、本件傷病と旧傷病との間の医学的相当因果関係は認められないと意見している。当審査会としても、最新の医学的知見に照らして、E医師、F医師及びG医師の意見は妥当であると思料する。

(3) したがって、本件傷病と旧傷病との間に医学的相当因果関係は認められず、

再発の認定要件を満たさないことから、請求人に発症した本件傷病は旧傷病の再発とは認められないとした監督署長の判断は妥当である。

3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。